

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要領

制定 令和 2 年 11 月 27 日

最終改正 令和 7 年 4 月 11 日

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金の交付については、こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱（制定：令和 2 年静岡県告示第 775 号の 2）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 定義

- (1) 要綱第 2 (1) の親族とは、県内に所在する住宅を所有又は賃借する者の 2 親等以内の親族をいう。
- (2) 要綱第 2 (3) のその他知事が別に定めるものとは、当該建物の同一敷地内に存する付属建物をいう。
- (3) 要綱第 2 (5) のその他知事が別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。
 - ア 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）
 - イ その他特別の事情により必要であると知事が認めるもの
- (4) 要綱第 2 (9) の知事が別に定めるところにより認定された認定工場とは、しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場をいう。
- (5) 要綱第 2 (9) の知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明されたとは、静岡県産材証明制度により静岡県産材であることが証明されたものをいう。
- (6) 要綱第 2 (10) の森林認証された森林とは、独立した第三者機関（認証機関）により一定の基準等に基づき審査及び認証された森林をいう。
- (7) 要綱別表のこどもみらいテレワーク対応リフォーム事業の対象となる工事であって、その他知事が別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。
 - ア 机や収納等の新設
 - イ 窓、扉等の取替え又は新設
 - ウ 断熱工事
 - エ その他特別の事情により必要であると知事が認めるもの
- (8) 要綱別表の知事が別に定める補助金とは、当該補助金交付要綱に基づく補助金をいう。
- (9) 要綱別表のこどもみらいテレワーク対応リフォーム事業の対象となる工事とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 机の作り付け
テレワークスペースを新たに設置するため、室内空間の一角に、単独では自立せず、当該住宅と一体となるように固定することで使用することができる机等を新たに設置する工事（なお設置する机の大きさは、幅 70cm 以上かつ奥行き 40cm 以上とする。）
 - イ 間仕切り壁等の新設
 - (7) スペースの確保
テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する、又は他の室内空間と仕切る工事
 - (4) 個室の確保
テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事
- (10) 要綱別表の子育てライフ対応リフォーム事業の対象となる工事であって、その他知事が別に定めるものとは、上記 (9) の工事と併せて行う、次に掲げるものをいう。
 - ア 快適な住環境となる省エネルギー対策、防音対策や内装の木質化
窓を二重ガラス等への改修や床・壁等を木質化へ改修する等の工事
 - イ 家事や子育て等の負担軽減
ビルトイン食器洗い機や宅配ボックス等を新たに設置する工事
- (11) 要綱別表の知事が別に定める木材とは、次に掲げる製品（以下「しずおか優良木材等」という。）とする。
 - ア しずおか優良木材認証製品（しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品）
 - イ 静岡県産材証明制度により産地を証明された別に定める J A S 製品及び J I S 製品

(12) 上記(9)又は(10)の工事であって、上記(11)の木材を使用する工事とは、床・壁等の仕上材料として使用する工事をいう。

(13) この要領において、「耐震性を有する」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの

イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準により耐震性が確認されるもの

ウ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実施により耐震性が確認されるもの

エ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、耐震シェルター又は防災ベッド（県内のいずれかの市町が補助対象としたものに限る。）によって耐震対策が実施されたもの

第2 補助対象者

補助の対象となる者は、申請日において、次のいずれにも該当する者であって、第3に規定する補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を行うものとする。

(1) 要綱に定める「子育て世帯」または「若者夫婦世帯」に該当する個人であって、県内の既存住宅（戸建て住宅、併用住宅（住宅部分のみ）、共同住宅（専用部分のみ）又は長屋等であって、賃貸住宅の場合は所有者から工事の同意を得たものに限る。）に対し、テレワークを行うための環境の整備を目的として、修繕又は模様替等の工事を実施する居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む。）をいう。

(2) 第5の規定による交付決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手し、下表の該当する申請区分の事業完了期限の欄の日までに補助事業の完了が可能である者

申請区分	募集開始	事業完了期限
1期募集	令和7年5月	令和7年11月25日
2期募集	令和7年9月	令和8年1月30日

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

第3 補助対象工事

補助対象工事は、県内の既存住宅に行う工事であって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 第1(9)、(10)又は(11)の規定に掲げる工事であること

(2) 耐震性を有する住宅（耐震性を有することとなる住宅を含む。）における工事であること

(3) 県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等が施工するものであること

(4) 補助対象工事において、国、県、市町その他団体の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事であること

(5) 関係する法令等を遵守して行う工事であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 第1(9)ア、第1(9)イ(7)又は第1(10)に掲げる工事にあつては、冷房・暖房設備の新設、取替え又は更新

(2) 第1(9)イ(4)に掲げる工事にあつては、冷房・暖房設備の取替え又は更新

(3) 換気設備の取替え又は更新

(4) システムキッチン（ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く。）、洗面化粧台、ユニットバス・浴槽、蓄電設備、発電設備、給湯器・ボイラー、照明器具（第1(9)に掲げる工事を除く。）、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修

(5) 網戸・障子・襖紙の張り替え、畳の取替え・表替え、じゅうたん・カーペット等の設置、取替え又は更新

(6) 数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事

(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅の工事

(8) 国、県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事

(9) 門・塀等いわゆる外構工事

(10) 屋根・外壁・雨樋等いわゆる外装工事

- (11) 老朽化による修繕（第 1 10 に掲げる工事を除く。）
- (12) 家電製品・備品・消耗品の購入等
- (13) 補助対象工事の設計費・調査費
- (14) その他補助金の交付が適切でないもの

第 4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の着手前に、要綱第 4 (1) エのその他知事が必要と認める書類として別表 1 に掲げる書類を添えて、下表の該当する申請区分の募集終了の欄の日までに知事に申請しなければならない。

申請区分	募集開始	募集終了
1 期募集	令和 <u>7</u> 年 5 月	令和 <u>7</u> 年 8 月 15 日
2 期募集	令和 <u>7</u> 年 9 月	令和 <u>7</u> 年 12 月 <u>15</u> 日

第 5 交付の決定

知事は、第 4 の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

第 6 変更の承認申請

第 5 の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 4 の規定による申請内容に変更が生じた場合には、要綱様式第 4 号に、要綱第 6 エのその他知事が必要と認める書類として別表 1 に掲げる書類のうち変更が生じた書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前号の申請を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定者に通知するものとする。

第 7 計画の遅滞等

交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第 8 補助事業の廃止又は中止

交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、テレワーク対応リフォーム等事業計画廃止（中止）届（要領様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

第 9 実績報告

交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 14 日のいずれか早い日までに、要綱様式第 5 号に、要綱第 7 (1) エのその他知事が必要と認める書類として別表 2 に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第 10 補助金の額の確定

知事は、第 9 の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

第 11 補助金の請求

第 10 の規定により補助金の確定通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して 10 日以内に請求書を知事に提出しなければならない。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 12 月 3 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 5 月 10 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 10 月 27 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 5 月 8 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 5 月 17 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年10月30日から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月11日から適用する。

別表 1（交付の申請）

- (1) こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付申請書（要綱様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（要綱様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第 3 号）
- (4) 工事内容等計画書（要領様式第 1 号）
- (5) 確認及び誓約書（要領様式第 2 号）
- (6) 工事概要を記載した図面（机の位置を記載した平面図等）（テレワークを行う空間に「テレワークスペース」と明記すること）
- (7) 工事着手前の写真
- (8) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し（こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業と子育てライフ対応リフォーム事業の補助対象工事の経費を分けて明記すること）
- (9) 省エネ性能や家事負担軽減の子育てエコホーム支援事業対象商品であることが分かる書面等
- (10) 木びろい表（要領様式第 5 号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (11) 住宅所有者確認書類の写し

対象住宅	所有者	添付書類（写し）
個人所有住宅	申請者	当該住宅の所有を証明する書類
	申請者の 2 親等以内の親族	当該住宅の所有を証明する書類 同意書（要領様式第 4 号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
賃貸住宅等	賃借人	賃借人が当該住宅の所有を証明する書類 当該住宅の賃貸借を証明する書類 同意書（要領様式第 4 号）
	申請者の 2 親等以内の親族	賃借人が当該住宅の所有を証明する書類 所有者と申請者の親族関係を証明する書類 同意書（要領様式第 4 号）
- (12) 本人が確認できる書類（運転免許証等）並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できる書類（通帳の写し 等）
- (13) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書
- (14) 耐震性確認書類の写し
 - ア 昭和56年 6 月 1 日以降に建築に着手したことを証明する書類（建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等）
 - イ 昭和56年 5 月31日以前に建築に着手した住宅で、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準により耐震性が確保されることを証明する書類（木造住宅耐震診断結果報告書等）（住宅の所在が確認出来ること）
 - ウ 昭和56年 5 月31日以前に建築に着手した住宅で、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実施または、それに相当する耐震補強工事により耐震性が確保されることを証明する書類（耐震診断の結果、確定通知等）（住宅の所在が確認出来ること）
 - エ 耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類（市町が発行する補助金確定通知及び写真等）
 - オ 耐震性を有することとなる住宅の場合は、耐震補強計画書等
- (15) 世帯構成が確認できる書類（住民票、パートナーシップ証明書等）
- (16) 交付申請書類チェックリスト（要領様式第 6 号）
- (17) その他知事が必要と認めるもの

別表 2（実績報告）

- (1) 実績報告書（要綱様式第 5 号）
- (2) 事業実績書（要綱様式第 2 号）
- (3) 収支決算書（要綱様式第 3 号）
- (4) 工事内容等実績書（要領様式第 1 号）
- (5) 領収書の写し又は金融機関等第三者による支払いが確認できる送金伝票の写し（交付申請時の見積金額と工事内容に変更があった場合は、工事費の内訳が具体的に記載されているものを添付すること）
- (6) 工事の施工中及び完成時の写真
完成時におけるテレワークスペースについて、申請者が机に向かってテレワークを行っている写真。
（なお、施工中の写真は、工事完成後に補助対象工事箇所が不可視となる場合に限る。）
- (7) しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (8) 県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (9) 耐震対策に着手又は完了したことを証明する書類（（別表 1）⁽¹⁴⁾オに該当する場合）
- (10) 実績報告書類チェックリスト（要領様式第 7 号）
- (11) その他知事が必要と認めるもの